

事業目的・概要

大気汚染防止法第18条の23及び第22条の規定に基づき大気汚染物質を常時監視測定することにより、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るとともに、汚染状況を把握することにより大気保全施策に資することを目的とする。

大気中のアスベストのモニタリング強化

○市域の大気中におけるアスベスト濃度の状況をより詳細に把握するため、調査地点及び調査回数を増やすことにより大気中のアスベストのモニタリングを強化する

モニタリング回数及び地点の拡充

年1回 4地点 ⇒ 年4回 9地点

○アスベスト繊維の飛散状況をより詳細に把握するため、アスベストの同定が可能な分析走査電子顕微鏡法を採用する

分析方法の変更

位相差顕微鏡法による総繊維数の計測



分析走査電子顕微鏡法によるアスベストの同定

